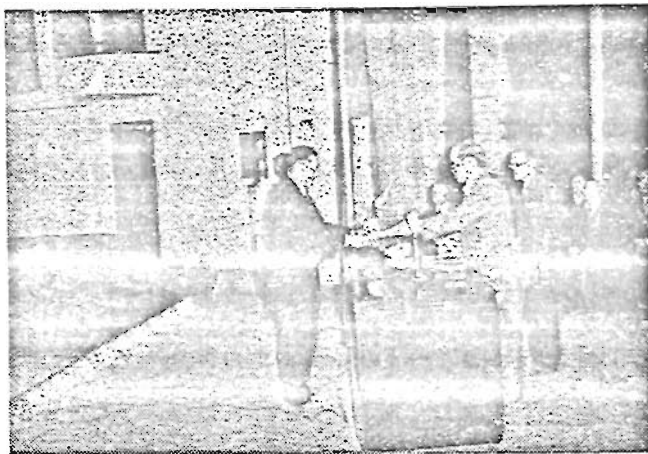
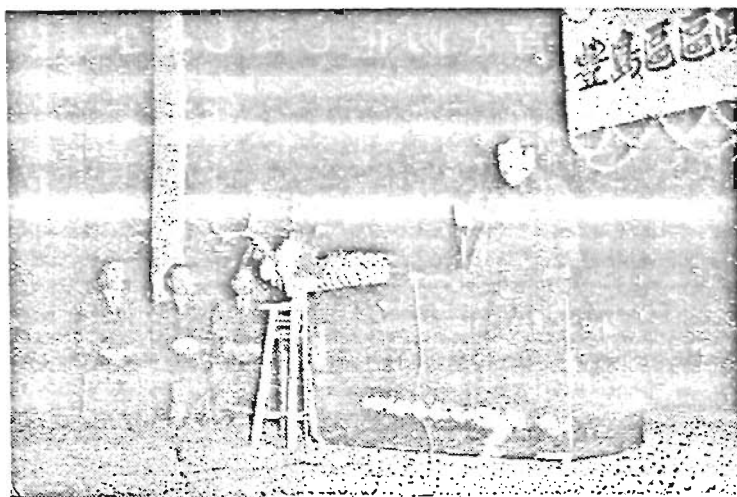




昭和 29 年 3 月 5 日
 第 53 号
 發行所 豊島区役所
 豊島区役所
 編集者 豊島区役所
 印刷所 印刷式書社
 電話 池袋 (97) 1101-6

豊島区政地区協力員感謝会

二月十八日 豊島公会堂に於て開催
 同時に感謝状、記念品贈呈及委嘱状交付を行う



真上 挨拶を述べる 須藤区長
 写 下 新任者代表に委嘱状交付

発足以来既に四年を経過し、な効果を挙げて来た地区政地区協力員は、区政公報第五十一号「力員の任期は、昨年末をもつその間本区政史上に劃期的」を以て既報の如く、第四期協

目次

- 一、豊島区政地区協力員 一頁
- 一、感謝会 一頁
- 一、地区政地区委員会開催状況 一頁
- 一、区政地区委員の贈呈、留任者に対する記念品の贈呈、留任者に対する記念品の贈呈が、次いで、早川区議会議長、松本自治振興委員長、佐久間地区政地区委員長代表の挨拶があつて宮坂区政地区副議長の発声による万才三唱が力強く行われ式を閉じた。 四頁
- 一、昭和三十九年度の住宅金融公庫の借入申込について 四頁

満了のところ、その効果ある運営と主体的活動を期待するため、一年を延長し本年十二月末日まで、御配慮を煩わすこととなつたので、豊島区政地区協力員感謝会を、協力員各位の一年間の御労苦に対する、感謝慰安を行うとともに、併せて昭和二十八年中に御都合により退職された方及不幸にして死亡された方並に今回新たに就任された方々に対する感謝状及記念品贈呈並委嘱状の交付を兼ねて去る二月十八日午後一時より、吾等が文化殿堂豊島公会堂に於て盛大に開催された。

この日は朝来より曇り勝の空模様乍ら、参会者の出足も早く午後零時三十分開会と共に定刻には満員の状況となり午後一時松沢自治振興課長の司会により開式、冒頭、本区須藤区長の協力員多年の御労苦に対する感謝と任期延長に伴う倍旧の協力を要請する旨の挨拶があり、続いて木村助

役より新任者に対する委嘱状交付、退職者に対する感謝状及記念品の贈呈、留任者に対する記念品の贈呈があり、次いで、早川区議会議長、松本自治振興委員長、佐久間地区政地区委員長代表の挨拶があつて宮坂区政地区副議長の発声による万才三唱が力強く行われ式を閉じた。

式終了後余興として「ニュース映画」「ちばれ獅子(松竹映画)」の上映があり、四時三十分過ぎ散会した。

尚、二月一日現在に於ける協力員及地区委員の各地区別の現況は次表の通りである。

各地区協力員、地区委員現況

地区別	一	二	三	四	五	六	七	八	九	計	
委員数	22	22	19	18	17	18	13	9	19	157	
協力員数	再任者	159	134	125	99	56	88	53	78	65	851
	新任者	8	10	7	3	1	5	5	5	1	45
計	167	144	132	102	57	93	58	78	66	897	

二月中における「区政地区委員会」開催状況

豊島区政地区委員会の二月定例会は左記の日程により各地共々区役所関係課長の出席を得て開催された。主なる協議事項は次の通りである。

記

- 一、伝染病予防委員の改選について
- 二、豊島衛生相談員の任期延長について
- 三、その他

日	程	地区
二月四日午後一時	第三	地区
二月五日午後三時	第三	地区
二月十一日午前九時	第一	地区
二月十六日午後七時	第九	地区
二月十六日午後七時	第六	地区
二月十七日午後七時	第七	地区
二月二十三日午後二時	第五	地区
二月二十四日午後一時	第二	地区
二月十三日午前十時	第四	地区
二月二十六日午前九時	第八	地区
二月二十七日午後一時	第一	地区
二月二十七日午後一時	第三	地区

騒音を防止しましょう

騒音の防止について都民に 新たな義務が課されました

騒音の防止に関する条例の解説

去る二月一日から東京都条例として騒音防止条例が施行されました。「騒音とは何」か。これから、条例の主旨に従って騒音防止対策の沿革・取柄などについて考えてみましょう。

家でも学校でも職場でも街頭でも私たちが悩ましている騒音は、近ごろの世論の関心の一つの中心となつていま「これは何とかしなければならぬ」というので、東京都では、昭和二十五年以来この問題をとり上げてまいりました。しかし当時、まだ都民生活も安定せず世間一般の関心も少なかつたので、しばらく足踏みの状態にあつたわけですが、ところが騒音の害状は年を追うにしたがつて烈しくなつてきました。ことに自動車が増え、戦前の最高台数の二倍以上の十六万台を超すという増え方をしているため、路面交通の量が非常に大きくなり、都電、国鉄、私鉄などを含めた交通機関から出る騒音がび

つくりするほど強くなつていきます。また街頭の広告放送その他の商業放送も交通騒音と競い合つて、ますます大きな音をだすようになってきました。一方都民生活も、ようやくゆとりができてまいりました。日常の生活に対する文化的配慮というような点にも眼が向けられるようになってきました。昨年の夏ごろから騒音の問題についての新聞やラジオの報道、都民室や警察への苦情や投書などが急に目立つようになり、東京商工会議所その他の団体からも意見の具申が行われたりしたのは、この間の事情をもの語るものでありましよう。そこで東京都でもこのような世論に慮えて再び騒音対策を真剣にとり上げ、このための委員会を設けることにし、昨年十二月の都議会でその条例が可決されました。この「東京都騒音対策委員会」は、知事を会長とし十五名の学識経験者、六名の関係官吏、九名の都職員で組織され、世論の反映と専門的知識のうえに適切な対策を研究する機関であります。今年一月六日に設置されてからすでに三回の総会と十数回

の専門部会が開かれ、去る十二月五日には知事に対して騒音防止の具体的方策が答申されました。

騒音とはこの答申の内容にふれる前に少し騒音というものが、どういふ性質をもち、どういふ源からでてき、また法律でそれを取締つていふかということを考えてみましょう。

騒音という概念をもつと細かく分けて考えてみますと、騒音は音といふので、音のうちの騒音といふ条件をもちます。音はいうまでもなく物体の振動によつて起る空気の波動が私たちの聴神経を刺激するものであつて、即ち、空気の波動であり、物理学的な法則にしたがつて土地や建物の境界線を超えて遠慮なく伝つてきます。また目にも見えたり、嗅ぎ取れることもあつたり、騒音といふものは、生活の侵襲がむづかしいのも、音のこのよる性質に基くものといえます。

次に騒音といふ概念ですが、これはどちらかといへば主観的なものであつて、英語でも騒音のことを「好ましくない音」といふ表現をしておられます。音自体が不快なものもあるし、音自体としてはふつと美しい音、良い音と考へられてはいる音でも聞く人によつては不愉快な音となる場合もあるわけですね。例えば、勉強しているときに聞える音楽といふような場合です。これは聞く人の個人差、環境、生活条件といふようなことで騒音といふ条件が變つてくるもの、やむを得ないこととしていふ。いまのような場合は音の強弱には関係がありませんが、どんな音でも一定の強さに達すると、だれにとつても騒音になります。音の強さを測るのに「ホン」といふ単位が使われていますが、木の葉のささやく音が一〇ホン、普通の会話が五五ホンから六〇ホンといふことですから大体御想像できると思ひます。この単位でいふと、人によつて多少の差はありますが、八五ホンの音だと騒音といふ感じになり、続けて聞いているといふやうな生理的障害さえも起すようになり、銀座四丁目交差点の音が八五ホン位、電車が通るときのガードの下が九〇ホン位です。

このよる騒音のでくる源の方から調べてみますと、一つは自動車、汽車、電車、船舶、航空機などの交通機関の施設からの交通騒音、一つは工場などの設備、作業からの工場騒音、他の一つは街頭の広告放送、商店、遊技場などの商業放送や音楽、ラジオテレビその他いろいろの音で一般騒音といわれるもの、一つに大別して考えることができて

きましよう。これらの騒音は現在でも決して野放しにされているわけはないのです。交通騒音のうち自動車の騒音については、騒音器の音や走る音の音に對しての制限を定めた「道路運送車両法」「道路交通取締法」などの法律がありますし、工場騒音については、東京都の「工場公害防止条例」で一定の設備をもつていふ工場あるいは一定の種類の場合に對して騒音その他の防止を定められており、さらにまた一般騒音については、「騒音罪法」の中に取締の規定が設けられてあります。しかし、これらの法律や条例も全部の音源を網羅してはいるものでもなく、また軽犯罪法のように規定が実効的でないため取締りが困難だといふものもあり、充分な取締りができていないわけですね。さらに最近の騒音は個々の音そのものは大したことありませんが、それらがたくさんより集つて一つに総合された都市現象となつていふところ、個々の音だけに對して定めていふ現在の法律や条例が一層不十分となつてきていふので、騒音対策委員会の答申は、さて、こゝろいふ状況にある騒音に對して、騒音対策委員会、知事の諮問に基いて騒音防止の具体的方策として次のよる答申をしました。

まず騒音の全般的対策として、騒音を規制し、もつて都民生活の静穏を保持することを目的とする」とあります。これは都民の福祉増進のうえに画期的な意味をもつ文化的な条例であります。同時に都民の権利義務にも少

豊島区道義昇揚実践目標
お互に笑顔であいさつ致しましょう

くなく制約を加えるものであり、非常に重要な意義をもつ条例であるといえましよう。

この条例で取締られる音はどんなものでしょうか、第二条で騒音とは次のようなものであると定めています。

まず「音響機器（ラジオ、テレビ、拡声器、蓄音器、電鈴など）や楽器から出る音で知事が定めた音量の基準を超えるものはすべて騒音ということになります。次に音声、人の動作による音、工場公害防止条例の取締を受けない工場や事業場などの設備や作業などから出る音その他いろいろの音であつて、近所となりにうるさくて人に迷惑をかけるものも騒音となります。したがつてこの場合は、近所の人からうるさいという申立があつて始めて騒音となるわけです。

そして第四条では、このような騒音を何人も発してはいけないし、またラジオやテレビの受信を妨げることのないように一般的に注意しております。さらに学校、病院の近所、午後十一時から翌日の午前九時までの夜の時間など特に静かなことが必要な場所、時間については、特別の制限をしております（第五条、第六条）。また拡声放送により宣伝を行う者や料飲店、遊技場、劇場などの風俗営業業者等の営業関係では、特に騒音を

出す量も機会も多いので細かい制限を設けております（第八条、第九条）。又自動車の音響機器については「道路運送車両法」で音量の基準を定めておりますから、条例では車両を運転する人に対して警告をやたらに鳴らさないように細かく定めております（第十条）。なお、火事、水害、犯罪などの場合のサイレン、半鐘、消防車、救急車など。あるいは夜廻りの拍子木、時報など公共的なもので必要やむを得ないものと一般から認められていゝものは、この取締を受けないことになつております。

取締の方法と罰則

実際の取締は主として警察でやることになつていますが、さきにも述べましたように、この条例は新しい考え方の重要な条例でありますから、その取締は特に慎重にやる必要があります。そこで騒音を出した人があつてもいきなり罰則を適用するということはないで、原則として「警告」を行つたり「制止」したりすることにしてあります（第十一条）。また騒音防止のため必要な処置をとるよう行政命令を出すことができるようにもなつております（第十二条）。それでもなお違反する場合には始めて罰金、拘留、科料などの罰則が適用されるわけですが、これはいわば伝家の宝刀であり、これを慎重のうえにも慎重にしたいというのが都

の考えであります（第十三条ないし第十六条）。なおこの罰則は使用者その他の従業者が違反した場合は、その使用主も併せて罰則の適用があるようにして取締を徹底させるようにしてあります。

条例の施行について

この条例は、昭和二十九年の二月一日から施行されましたが、罰則だけは二ヶ月後の四月一日から施行されることになつております。これは区民都民の皆さんによく認識していただくことが何より大切だといふ趣旨からでありまして、特に都議会の審議の際も希望のあつたところでありました。

また知事が音量の基準を定める場合や行政命令を出す場合は、騒音対策委員会の意見を聞くことになつてゐるのも、一般の世論と専門的知識を十分反映させてゆこうというところで、同じ趣旨に基くものであります。

さきに述べましたようにこの条例は、都民の日常の活動生活に基くいわば生活音ともいふべきものを主として対象にしてゐるのですから、都民の皆さんの理解と協力がなくては、十分な効果をあげることができません。むしろ条例が発動される前に、社会道徳の問題として解決されることの方がより望ましいのでありまして、この点一層のお願いを申し上げる次第です。今後の騒音防止対策

⑤ 祝日には忘れず国旗をかかげましょう
④ お互に正しく時間を守りましょう
③ お互に正しく騒音を守りましょう
② お互に正しく清潔を守りましょう
① お互に正しく安全を守りましょう

条例が施行されることになりましても、なお交通騒音、工場騒音など解決できない問題が残つており、まだまだにわかに静かな東京は実現できません。騒音対策委員会では引き続きこれらの問題の調査審議を進めておりますから、近い将来にその成果が得られるものと思ひます。

いまや騒音は重要な都市問題です。法律的にも経済的にも技術的にもなかなかむづかしい内容を含んでおります。これは地方公共団体だけでなく国をはじめ各方面の理解ある援助が是非とも必要なのです。しかし今度の「騒音の防止に関する条例」を作りあげたような世論の力、自分たちの生活環境をよくしたいという熱意のある限り、これらの点も着々実現されて、住みよい美しい私たちの東京の前途が明るく期待できるものといえましよう。

騒音の防止に関する条例 (目的) 第一条 この条例は、別に定めがあるものを除き騒音を規制しもつて都民生活の静穏を保持することを目的とする。(用語の意義) 第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一、騒音 音響機器又は楽器から発する音で知事の定めた音量の基準を超えるもの
- 二、音響機器 ラジオ、テレビジョン、拡声器、蓄音器（電気蓄音器を含む）電鈴その他の発音器をいう。
- 三、楽器 有絃楽器、吹奏楽器、弦楽器、打楽器等をいう。
- 四、音声 語声、歌声、怒声及び叫声をいう。
- 五、動作音 人体の動作により発する音をいう。
- 六、作業音 工場、事業場等の設備又は作業により生ずる音をいう。

並びに音声、動作音及び作業音等が附近の静穏を害するものをいう。

第三条 知事が前条第一号の音量の基準を決定するに当たつては、東京都騒音対策委員会の意見をきくものとする。(注意義務) 第四条 何人も騒音を発し、又はラジオ、テレビジョン等の受信を妨げることのないように注意しなければならない。

第五条 学校又は病院の周辺においては授業又は医療に支障のある音を発してはならない。(夜間静音保持) 第六条 午後十一時から翌日午前六時までの間においては、祭礼、祭おどりその他の屋外催物により音を発し、その他屋外又は屋内から明

瞭にきこえる音を出してはならない。(例外規定) 第七条 前三条の規定にかかわらず時数その他公共のためにするもので、一時的のものには、この限りでない。(宣伝を行う者の遵守事項) 第八条 拡声放送による宣伝を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。但し、非常災害その他緊急やむを得ないものは、この限りでない。一、午後七時から翌日午前八時までの間は、放送しないこと。二、放送時間中においては毎時十五分以上の休止時間をおくこと。三、五十メートル以内の距離において二箇以上の拡声器により同時に放送しないこと。

四、中員五メートル未満の道路においては直接屋外に向けて放送しないこと。五、地上十メートル以上の高さから放送しないこと。六、拡声器を五メートル以上の高さに取付けるときは、角度を三十度ないし四十五度下方に向けること。

第九条 カフェー、料理店、遊技場その他の風俗営業場所及び劇場、映画館等の興業場及び飲食店においては音響機器及び楽器を直接屋外に向けて使用してはならない。

第十条 騒音防止対策

のお願いを申し上げる次第です。今後の騒音防止対策

(車両を運転する者の遵守事項)

第十條 車両を運転する者は警音器の使用について次の事項を遵守しなければならない。

- 一、学校、病院その他静穏を必要とする場所の周辺においてみだりに鳴さないこと。
二、交叉点等において前車の発進を促すためにみだりに鳴さないこと。
三、ことさらに他の車両をかきわけて進行するために鳴らさないこと。
四、その他客引、あいさつ、発着の知らせ等必要な合図のために鳴らさないこと。

(警告、制止、立入調査)
第十一條 関係公務員は、第四條ないし第六條の規定に違反する者に警告を発し又はその者の行為を制止することができる。

2 前項の場合において関係公務員は、調査のため必要な限度においてその場所に立ち入ることができる。

3 前項の立入検査をする場合は、知事の定める証票を携帯しなければならない。(行政命令)

第十二條 知事は、騒音を発する器具等の所有者又は管理者等が第四條ないし第六條又は第八條ないし第十條の規定に違反した場合においては、その者に対し騒音防止のため必要な処置をとることができる。

2 第三條の規定は、前項の場合に準用する。

(罰則)
第十三條 第四條、第五條又は第六條の規定に違反した者が第十一條第一項の規定による警告若しくは制止に従わず又は同条第二項の規定による立入りを拒んだ場合は、拘留又は科料に処する。

第十四條 第八條又は第九條の規定に違反した者は、三千元以下の罰金又は拘留又は科料に処する。
第十五條 第十條の規定に違反した者は三千元以下の罰金又は科料に処する。
第十六條 第十二條第一項の規定による知事の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

場合に準用する。

第十三條 第四條、第五條又は第六條の規定に違反した者が第十一條第一項の規定による警告若しくは制止に従わず又は同条第二項の規定による立入りを拒んだ場合は、拘留又は科料に処する。

第十四條 第八條又は第九條の規定に違反した者は、三千元以下の罰金又は拘留又は科料に処する。
第十五條 第十條の規定に違反した者は三千元以下の罰金又は科料に処する。
第十六條 第十二條第一項の規定による知事の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)
第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十三條、第十四條又は前條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

(委任)
第十八條 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則
この条例は、昭和二十九年二月一日から施行する。但し第十二條から第十七條までの規定は、この條例施行の日から起算して二ヶ月経過した日から適用する。

参考
音量の基準(案)
東京都騒音対策委員会答申
一、条例第四條による音量の基準は、次の各号に定めるところによる。
(一)すべての音は、その音源に隣接する建物との境界線において次に掲げる音量を超えてはならない。
198時から19時から28時まで(ホン)
19時から19時から28時まで(ホン)

第一種 五〇 四五
第二種 六〇 五〇
第三種 六五 六〇
第四種 七〇 六四

(別表)
音量の基準を定めるため別表のとおり区域を指定する。

Table with 2 columns: 第一種, 第二種. Rows: 区, 部. Content includes residential areas, medical areas, etc.

昭和三十九年度の住宅金融公庫の借入申込みについて

1 申込の受付期間
三月十五日から三月二十七日まで

2 申込場所
融資坪数十五坪以下の申込者は住宅金融公庫指定金融機関で
○十五坪を超え二十坪までの融資の申込者は住宅金融公庫東京営業所(都電小石川橋脚、公庫建物内)で取扱う。

3 申込者の区分
イ 申込者、昭和二十八年六月借入申込したもので住宅の床面積中五十平方メートル(約十五坪)以下の坪数につき融資を希望する者
ロ 申込者、イ申込者同様の実績を有する者で、住宅

4 申込者の区分
イ 申込者、イ、ロ申込者以外(新規申込者を含む。以下同じ)の者であつて、住宅の床面積中五十平方メートル以下の坪数につき融資を希望する者
ニ 申込者、イ、ロ申込者以外の者であつて住宅の床面積中五十平方メートルを超え、六十七平方メートル以下の坪数につき融資を希望する者
土地購入資金
各申込者共八十坪までの範囲(坪当り四五〇〇円の八割)

5 店舗等併用住宅の取戻
店舗等併用部分を含む床面積が約六十坪以下で、住宅部分がその二分の一以上を占めるもの
申込の区分の変更
金融機関申込受付期間終了後の申込区分(イ、ロ、ハ、ニ)の相互の変更は理由の如何を問わず一切認められない。

6 借入申込みの審査
審査予定地の変更
申込受付期間終了後、申込書に記載した建設予定地については、止むを得ない事情のあるもののみ、支所の承認を得て変更を認められる。

7 抽せん
抽せんを受けた者の受託地方公共団体に対する設計審査申請書提出期限は、抽せんの結果に関する通知書発送の日から起算し四十五日(最終日が休日ときはその翌日まで、以下同じ)以内

8 設計審査に合格した者(貸付予定者)が貸付契約締結の申出を行い得る期間は設計審査に合格した日から十五日以内。
貸付契約を締結した者が受託地方公共団体に対する現場審査の申請を行い得る期間は、貸付契約締結の日から六十日以内。

9 建設費
大連 三万四千円
大連 三万六千円
大連 三万六千円
大連 五万四千円
その他八割まで融資を受けられます。